

「with BRIGHT プラン別サービス」を開始!! 相談件数 2,000 件のデータベースを 事業者の皆さんの「共有資産」に!!

婚礼企業の法務業務を担当した経験を持つ夏目哲宏氏が2015年に立ち上げた(株)ブライツは、婚礼事業に特化した法務サービスを提供する日本で唯一の会社です。民法の改正、音楽著作権や下請法など、ブライダルビジネスをめぐるさまざまな問題に対して、法律の観点からアドバイスやサポートを提供しています。設立から3年目を迎え、相談件数も順調に伸びている同社。企業がこれから整備しなければならない法務、いまどのような相談内容が多いのか、などブライダルにまつわる法務について語っていただきました。



株式会社ブライツ (BIA 会員)
代表取締役 夏目 哲宏 氏

北海道大学大学院法学研究科修了後、04年に(株)リクルートコスモス(現:コスモスイニシア)入社。営業部、法務部にて勤務。09年(株)ノバレーゼへ転職。法務を中心に株式、総務全般を担当。10年、東証一部への指定変更に伴う業務や、消費者団体、弁護士との窓口役を果たす。14年行政書士登録。15年2月に(株)ブライツを設立し、代表取締役に就任。現在はBIA養成講座講師のほか、各種業界セミナーの講師も精力的に務めている。

全国の案件に対応・処理

ブライダル法務に核心的強みを持つ

BIA 会員企業の皆様、こんにちは。ブライダル事業専門の法律サービスを提供する(株)ブライツは今年、おかげさまで設立3年目に入りました。

当社はブライダル事業に精通した弁護士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・弁理士・税理士等の専門家との間で構築した「BRIGHT ネットワーク」を活用しながら、

- ・全国のブライダル事業者様が抱える大小さまざまな法律問題の相談業務
- ・ブライダル事業に特化した関係法令の改正等の情報発信
- ・ブライダル業界への新規参入者の会社設立手続き等の支援

などのサービスを行っています。特に強調してお伝えしたいのは、ブライダル事業向けの法律サービスに特化した会社は、全国で当社がオンリーワンの存在である点です。一般の法律事務所でもブライダルの案件は相談できますが、この業界ならではの慣習やこれまでの背景、同業他社の現状も熟知している当社にご相談いただければ、その前提となる業界事情を一から説明する必要もなく、スムーズにご相談いただけますし、法律のみならず業界の現状も踏まえて適切なアドバイスができるものと自負しています。

私は新卒で不動産会社に就職し、営業を経験した後に法務を担当し、その後、転職した(株)ノバレーゼでも引き続き

法務担当者として、上場の準備や各種クレーム対応、グループ子会社の設立登記などに携わってきました。そんな中、ブライダル事業に関する法律情報が不足している現状と、その必要性を痛感し、このBRIGHTを立ち上げました。

幸い会社設立後の2年間で、累計2000件のご相談案件をいただき、対応してまいりましたが、これらの案件はすべて当社のデータベースとなり、改正法対応を除けば、現在ではブライダル事業で起こりうるほとんどすべての法務関連の事例ノウハウを蓄積したといえるまでになっております。これこそが当社の核心的な強み=コアコンピタンスと言えるでしょう。

「対顧客」「音楽著作権」など幅広いトラブルに対応

この2年間でご相談いただいた内容は、ある意味、ブライダル業界が抱える課題の縮図という言い方ができると思います。

その内訳はやはり提供したサービスをめぐる新郎新婦とのトラブルが最も多く、「対顧客」が約3割方を占めます。具体的には、「キャンセル料」「持ち込み料」に関するものや、約款の規定内容についてのご相談が多くなっています。

次に多いのが「音楽著作権」で、これは今年3月、大手婚礼映像企業が日本音楽著作権協会(JASRAC)に提訴されたこともあり、皆様の関心が高い 이슈となっています。また音楽著作権に関しては、お問い合わせも多いため、当社で

は今年6月に『ブライダルビジネスと音楽著作権』という業界向け解説本を発売しました。

この本の特色は、複雑な著作権法のうち、ブライダル事業に関連するところだけをまとめた内容になっていること。他の事業関連のことまで知る必要のない事業者様の利便性を重視して執筆しております。

3番目に多いのが「労務」に関するご相談です。この業界は土日・祝日に業務が集中する等の特殊事情もあり、業界企業様からのお問い合わせ・ご相談も増加傾向にあります。

その他は、昨年、公正取引委員会が某会場さんに勧告処分を課したことで注目された「業者間トラブル」についてのご相談が増えています。

with BRIGHT プランは日本で唯一のデータベースへアクセスするパスポート

もし婚礼企業が法的なトラブルに巻き込まれた場合には、スピーディな対応が必要です。火災と同じで、適切な消火活動が早ければ早いほど、企業が受ける損害は少なくなるからです。

しかしもっといいのは、そうした紛争案件を発生させないための体制づくり。つまり「予防」です。最近では小さな火種のような段階からすぐにご相談できるようにしたいと、当社と定期的かつ包括的な契約を結び、トラブル発生に備える企業様も増えてきました。現在、このような定期契約を結んでいただいている企

業様は約50社です。「音楽著作権に備える体制を半年かけてつくりたい」や、「まずは社長交代からの1年間に限ってアドバイザーとして意見が欲しい」など、あらかじめ期間を定めてご契約いただくケースも少なくなく、当社はどのようなニーズにも臨機応変に対応しています。

私たちBRIGHTは、累計2000件の相談事例から得た、この日本で唯一のノウハウを、全国の事業者さんにご活用いただけることを心から願っています。そこで当社は、毎日たった100円からこのノウハウをご活用いただけるプランも含め、この7月から「with BRIGHT プラン別サービス」を拡充しました(図表参照)。

月額プランは3,000円から、1万円、3万円、6万円(以上税別)の4つ。1万円プランの「ライト」以上は常時電話での問い合わせができます。また6万円のプラン「プレミアム」は、いわば“とてもブライダル法務に詳しい法務部”をアウトソースする内容です。

先述したように、具体的な目的がある際には半年から1年、身近にアドバイ

ザーを置くことで安心感を得たいという場合にはひとまず1年の中期契約がお勧めです。正直なところ、“業界特化”にともなう効率化を徹底したことで、料金もかなりリーズナブルだと自負しておりますので、ぜひご検討ください。

当社の核心的強みは、ブライダル事業に関するものばかりお受けした相談件数累計2000件のノウハウを蓄積したデー

タベースです。これらのプランは、そのデータベースにアクセスできるパスポートであるとお考えいただければ、わかりやすいかもしれません。具体的なサポート内容については柔軟に対応できますので、お気軽にご相談ください。

なお、本誌にはチラシも同封しておりますので、そちらもあわせてご覧くださいませ。

with BRIGHT プラン別サービス内容一覧

	WEB 月額 3,000円 ※予定	ライト 月額 1万円	スタンダード 月額 3万円	プレミアム 月額 6万円
	2017年中は 無料で利用可能!	・電話相談無制限 ・書面作成等は30%OFF ・各社窓口は1名限定	・電話相談無制限 ・書面作成・チェック無制限 ・各社窓口は1名限定	・電話相談無制限 ・書面作成・チェック無制限 ・各社窓口無制限
WEB利用	○	○	○	○
電話相談	×	○	○	○
書面作成・チェック	×	×	○	○
各社複数窓口	×	×	×	○

WEBは「年内無料」で利用可能で、その他、月額1~6万円まで全部で4つのプランを用意している。※金額はすべて税別。上記の書面作成やチェック業務及び相談業務には弁護士法や司法書士法で規制された内容は含まれず、対象案件はBRIGHT ネットワーク内の適切な土業を紹介。なお紹介に際しては紹介手数料等の金銭は一切発生しない



BRIGHT ネットワークには弁護士、弁理士、税理士、行政書士、社労士、司法書士の各分野の専門家メンバーが参加。チームを組み、持ち込まれた案件ごとに的確な対応をスピーディに打ち出している

CORPORATE DATA

株式会社ブライツ 所在地 〒105-0014 東京都港区芝3-6-12 第1佐山ビル3F

代表電話番号: 03-6453-9652 FAX: 03-6453-9653

設立 2015年2月 基幹事務所概要 行政書士事務所ブライツ 代表者 行政書士 夏目哲宏(登録番号第14081066号) <http://bright-law.co.jp/>